

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和58年3月18日規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象者となる者は、自らが住居し、または住居しようとする湯川村内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者で、村内の住居している者については、村税の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、3万円に補助対象システムの最大出力(単位はkwで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が4kwを超えるシステムについては4kwとする。)を乗じて得た額とし、限度額は12万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書または見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様がわかる書類
- (5) 村税を滞納していないことを証した前年度分の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更する場合または、システム設置を中止しようとするときは、速やかに、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 村長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、補助金変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、計画変更による補助金の交付決定額の増額は、予算の範囲内で行うことができる。

(対象システムの設置)

第9条 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の3月10日までに工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第13条の規定による実績報告をする場合は、実績報告書兼工事完了報告書(様式第5号)により、工事完了の日から起算して14日以内または、交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
- (2) システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、工事が完了した場合は、前条の実績報告書兼完了報告書に併せて湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第12条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第7号)を提出し、承認を受けなければならない。

(処分の決定)

第13条 村長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者に、処分決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(定期報告等)

第14条 村長は、補助を受けたものに対し、システムの設置後2年間、年間発電量がわかる資料等の提出を求めるなど必要に応じて協力を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

湯川村長 様

住 所

氏 名

㊟

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり湯川村住宅用太陽光発電システムを設置したいので、湯川村補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

1. システムの設置場所 湯川村大字 字 番地
2. 太陽電池の最大出力値 kW
3. 補助金交付申請額 金 円
4. 設置に要する費用 金 円
5. 工事着工予定年月日 平成 年 月 日
6. 工事完了予定年月日 平成 年 月 日
7. 添付書類
 - (1) システムを設置しようとする住宅の位置図
 - (2) システムを設置しようとする場所の工事着工前の写真
 - (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は、見積書の写し
 - (4) 設置するシステムの仕様がわかる書類
 - (5) 村税を滞納していないことを証した納税証明書
 - (6) その他村長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

湯川村指令 第 号

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

申請人 住 所
氏 名

平成 年 月 日付で交付申請のあった湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、湯川村補助金等の交付等に関する規則第 7 条及び湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 6 条により、下記のとおり決定したので通知します。

平成 年 月 日

湯川村長 印

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金の交付条件
 - (1) この補助金は湯川村住宅用太陽光発電システム設置に係る経費以外に使用してはならない。
 - (2) 事業を中止し、または事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
 - (3) 事業を完了したときは、速やかに報告すること。（完了の日から 14 日以内）
3. この通知に不服があるときは、通知を受領した日から起算して、10 日を経過する日までに申請を取下げをすることができる。

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

湯川村長 様

補助事業者

住 所

氏 名

㊞

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書

平成 年 月 日付け湯川村指令第 号で交付決定のあった事業に関する補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更内容 変更・中止 (該当項目に○をつける)

2. 申請金額 円
(変更前) (円)
既交付決定額 円

差引額 円

3. 事業完了
予定年月日

4. 変更理由

(注) 申請書の内容及び添付書類は、すべて交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

様式第4号（第8条関係）

湯川村指令 第 号

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更決定通知書

補助事業者

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、湯川村補助金等の交付等に関する規則第7条及び湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条により、下記のとおり決定したので通知します。

平成 年 月 日

湯川村長

印

記

1. 補助金変更交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
変更交付決定額増（減）額	金	円

2. 変更決定内容

3. 補助金の交付条件

- (1)この補助金は湯川村住宅用太陽光発電システム設置に係る経費以外に使用してはならない。
- (2)事業を中止し、または事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
- (3)事業を完了したときは、速やかに報告すること。（完了の日から14日以内）

4. この通知に不服があるときは、通知を受領した日から起算して、10日を経過する日までに申請を取下げをすることができる。

様式第5号（第10条関係）

平成 年 月 日

湯川村長 様

補助事業者

住 所

氏 名

㊞

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書
(兼工事完了報告書)

平成 年 月 日付け湯川村指令第 号で交付決定を受けた湯川村住宅用太陽光発電システム設置について、システムの設置が完了したので、湯川村補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により報告します。

記

1. システムの設置場所 湯川村大字 字 番地
2. 太陽電池の最大出力値 kW
3. 補助金交付決定額 金 円
4. 設置に要した費用 金 円
5. 工事着工年月日 平成 年 月 日
6. 工事完了年月日 平成 年 月 日
7. 添付書類
 - (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
 - (2) システムの設置費に係る領収書の写し
 - (3) 電力会社との電力需給契約を確認することができる書類の写し
 - (4) 竣工検査の試験記録書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

平成 年 月 日

湯川村長様

住所
氏名

印

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け湯川村指令第 号で交付決定のあった湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

内 訳

補助金交付決定額			円
補助金既受領額			円
今回請求額			円
振込先	金融機関名		
	預金口座		
	(フリガナ) 口座名義人		
備考			

様式第7号（第12条関係）

平成 年 月 日

湯川村長 様

住 所

氏 名

㊟

処 分 承 認 申 請 書

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金で設置しましたシステムについて処分したいので、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条の規定により財産処分承認申請書を提出します。

記

1. 交 付 年 度 年度
2. 補助金の交付決定年月日及び番号
平成 年 月 日 湯川村指令 第 号
3. システムの設置場所 湯川村大字 字 番地
4. 処 分 の 時 期 平成 年 月 日
5. 処分の方法及び理由

様式第8号（第13条関係）

平成 年 月 日

補助事業者 氏 名

湯川村長

印

処 分 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで処分承認申請のあった太陽光発電システムの処分について、
審査の結果、適当と認めたので通知いたします。